

平成23年 9月6日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成23年9月6日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第25号 町税条例等の一部を改正する条例を制定すること
について
- 日程第10 議案第26号 平成23年度東庄町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第27号 平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第12 議案第28号 平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会
計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第29号 平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第14 議案第30号 平成23年度東庄町水道事業会計補正予算（第1
号）
- 日程第15 議案第31号 平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会
計補正予算（第1号）
- 日程第16 認定第 1号 平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第17 認定第 2号 平成22年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 平成22年度東庄町老人保健特別会計歳入歳出決

算認定について

- 日程第 19 認定第 4号 平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 5号 平成22年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 6号 平成22年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 7号 平成22年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 8号 平成22年度東庄町水道事業会計決算認定について
- 日程第 24 認定第 9号 平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
- 日程第 25 陳情第 2号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情

日程第 26 休会の件

○本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 25号 町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 26号 平成23年度東庄町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 11 議案第 27号 平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予

算（第1号）

日程第12 議案第28号 平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第29号 平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第30号 平成23年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第31号 平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（15名）

1番	林	甚	一	君
2番	鈴木	正	昭	君
3番	高木	武	男	君
5番	多田	和	弘	君
6番	山崎	ひろみ		君
7番	土屋	進		君
8番	宮崎	正	吾	君
9番	花香	むつみ		君
10番	鎌形	寿	一	君
11番	林	勝	俊	君
12番	高嶋	雅	弘	君
13番	宮澤	喜久	男	君
14番	平山	茂		君
15番	箕輪	誠	一	君
16番	勝野	暢	一	君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町	長	岩田	利雄	君
副町	長	清水	正幸	君

監 査 委 員	北 山 武 彦 君
まちづくり課長	相 馬 良 男 君
総 務 課 長	菅 谷 武 男 君
病 院 事 務 長	宇ノ澤 康 成 君
町 民 課 長	池 永 芳 則 君
健 康 福 祉 課 長	林 敏 行 君
会 計 管 理 者	鈴 木 努 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 島 正 好 君
教 育 委 員 会 委 員 長	飯 田 武 士 君
教 育 長	小 澤 茂 君
教 育 課 長	五 十 嵐 秀 司 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長	林 泰 雄
次 長	青 柳 清 子
主 査	林 昌 樹

(午前10時00分 開会)

議長（勝野暢一君）

ただいまの出席議員は15人全員です。

ただいまから、平成23年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、11番 林勝俊君、5番 多田和弘君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、山崎ひろみ君。

6番（山崎ひろみ君）

おはようございます。平成23年9月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る8月30日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案19件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から16日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は2人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、諮問第2号及び諮問第3号を上程し、採決を行います。次に、議案第24号から議案第31号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の7日には、認定第1号から認定第9号までの平成22年度各会計決算を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明、総括質疑を行った後、お手元の常任委員会付託表のとおり付託し、詳細な審査は各常任委員会にお願いすることといたします。次に、陳情第2号を上程し、所管の常任委員会

に付託を行い、散会とします。

第3日目の8日から15日までは休会としまして、この間は、8日、9日には総務産業常任委員会、12日には文教福祉常任委員会をそれぞれ開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の16日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、各常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。次に、陳情第2号の常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行いまして閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び一部事務組合の議会報告等を行う予定です。また、お手元に陳情書の写し2件を参考配付としてお配りしましたが、本町議会としては、議員各位に配付するのみにとどめることにしましたので、ご了承願います。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月16日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手

元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、陳情1件を受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成23年6月1日から8月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、7月1日と23日に表彰条例による表彰を行いました。今回は善行表彰として、1名、また長寿褒賞として、町内最高齢の方、1名を表彰させていただきました。

また、下段の防災関係でございますけれども、6月12日消防本部、町消防団員等、87名、町職員、68名の参加によりまして防災演習を実施いたしました。先の大震災を教訓に、これからの防災意識の高揚に努めてまいりたいと存じます。

次に、2ページ目、上段の震災対策関係でございますけれども、8月31日現在の被災状況、さらに住家災害見舞金の届出状況を掲載してございます。震災からの復興に向けて、多方面から支援施策を実施してまいりたいと存じます。

また、下段の管財関係の契約関係でございますけれども、庁舎の消費電力監視システムを導入いたしました。消費電力の削減に資するものと考えております。

次に、3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成23年度町県民税普通徴収分3億834万円を、また国保税5億5,412万円をはじめ、介護保険料等の納付書をそれぞれ記載のとおり発送いたしました。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいり

たいと考えております。

次に、6ページ目から7ページ目にかけては、環境関係に震災によるがれきの受け入れ件数、また原発事故による空間放射線量の測定結果を記載してございます。放射線量につきましては、国の暫定基準値であります毎時3.8マイクロシーベルトを下回る数値となっておりますが、定期的に測定を実施し、公表してまいりたいと存じます。

次に、8ページ目、上段に記載の健康福祉課の児童福祉関係でございますけれども、放課後児童クラブの利用者数が延べ2,745人となっております。また、衛生関係に記載のとおり、各種検診、予防接種等の事業を実施しております。

さらに、10ページ目、下段に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。これからも子育て支援、老人福祉施策はもとより、町民の皆様方の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、11ページ目、上段からのまちづくり課の建設関係でございますが、道路災害復旧工事等3件、総額で700万円余の工事を発注いたしました。また、国庫災害査定につきましては、町道の3072号線舟戸地先外12カ所の査定を受け、金額にして93.6%の査定率となっております。

次に、13ページ目、農林水産関係の農林災害復旧事業でございますが、水路等11カ所の査定を受け、91.3%の査定率となっております。これら災害査定を終了に伴い、町の基盤施設の復旧に弾みがつくものと考えております。また、米の放射性物質検査につきましては、予備検査、本検査とも検出されず、胸をなでおろしたところでございます。

最後に15ページ目、東庄病院関係でございますが、自治医科大学生の地域医療実習ということで、4名の学生の受け入れをしております。自治医科大学とのパイプをしっかりと築き、今後とも医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（勝野暢一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会の行政報告を申し上げます。16ページをごらんください。主なもののみ申し上げます。

2の学校教育関係ですが、水質検査を6月1日から8月25日にかけて、計6回行いました。特に異常はありませんでした。(2)の契約関係ですが、17ページの三つ目、東庄町立小学校パソコン教室更新及び小中学校校務用パソコン、いわゆる先生方一人一人のパソコンの導入を行いました。下から三つ目、橘小学校西門に両開きの門扉設置工事を行い、18ページの上から二つ目、東庄中学校グラウンド出入り口の整備工事を行いました。

3の生涯学習関係ですが、7月3日に第30回東庄町民体育大会を町民体育館外の会場で実施いたしました。410名の参加があり盛会に行うことができました。

5の公民館契約関係ですが、四つ目、公民館大ホール内壁改修工事ですが、3月11日の大震災の際にはがれたり、ゆがんだりした部分の改修工事であります。一番下ですが、東庄町弓道場新築工事の契約を8月19日に行いました。

6番、図書館関係、7番、学校給食関係はごらんいただきたいと思います。以上で、教育委員会の行政報告といたします。

議長（勝野暢一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番、山崎ひろみ君。

6番（山崎ひろみ君）

山崎ひろみでございます。勝野議長のお許しを得て、本日の一般質問を行わせていただきます。

昨年11月に実施されました町民アンケートが本年3月にまとめられ、報告書を見せていただきました。今後、策定する第5次総合計画の基礎資料として活用されるとのこと、本日の一般質問は、町民アンケートの結果と、また私が直接町民の皆様から受けた質問や要望の中から、町執行部にお尋ねしたいと存じます。

初めに、行政運営の中から何点か伺います。

窓口業務の対応ですが、役場の窓口には毎月何度か訪れる方もおられるでしょうが、ほとんどの方が年に一、二度だったり、中には数年の間に一度だけという方も多くおられます。また、役場には余り行きたくないという声も聞かれます。反対に証明書等の発行のために、平日業務時間内に窓口に来たくても行かれないという方もおられます。町民アンケートの中にもありましたが、休日・時間外の窓口対応、また1カ所の窓口で用事が済む体制づくりを望む声が多かったようです。

現在、水曜日には午後7時まで窓口業務が延長されていますが、このアンケート結果を見てどのように考えられますか。

次に、納税方法についてですが、我が町は収税協力会の体制も定着しており、収税率はよい方であると認識しておりますが、近年諸事情もあり、協力会から脱退する方も出てきているように聞いております。個人納付であっても、すべての方が金融機関からの口座振替にしていただければ問題は少ないですが、そうではないと思います。

最近では、コンビニなどで支払うことができるシステムをとっている市、町が多くなってきています。24時間、いつでもどこでもオーケーという便利さが人々にとって利用しやすいというところかと考えます。

当町では、このシステムを取り入れるお考えはありますか。

次に、防災無線等のメール配信について伺います。

近年携帯電話は必要不可欠なものという感があります。通話だけではなく、さまざまな情報を得ることが可能です。近隣の市、町では希望する住民に対して、防災メール配信を行っているとのこと。防災に関すること、不審者情報、火災や行方不明者などに関すること、各行政によって内容はさまざまですが、仕事先や外出先でも地元の情報がわかるということで、ぜひ我が町でもやってほしいとの町民の声をお聞きしました。実施する考えはありますか。

また、現在町内の小・中学校では、希望する保護者に対して携帯電話メール情報を配信しているようですが、内容等わかればお聞かせください。

アンケートの中で、東庄町のホームページを見ているかとの設問に、見たことがないという人が44%ありましたが、意外にも高齢者層の方が見ている率

が高いとありました。活用方法としてできたらいいこととして、いろいろな情報の確認、入手、各種申請や届け出、また、公共施設のあき状況や照会、予約などの声がありました。町ホームページも徐々に変わってきていますが、まだまだ改善の余地があると考えますが、これからどのようにしていくのかお聞かせください。

次に、現在粗大ごみについては直接山田の清掃工場へ持っていくか、電話で回収を依頼する形で有料となっています。町民の方から、香取市は近くの指定場所へ持っていけば回収してくれると言うが、東庄町ではできないのかと言われました。わざわざ山田まで車を借りて運ばなくて済めば助かるのということでした。町民アンケートの中にも、ごみの不法投棄等の防止対策が一番に挙げられていました。モラルが一番の問題ではありますが、ごみ収集方法について検討することが必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2番目の質問事項であります、町内の公園等の整備状況について伺います。

私は、8年前議員にならせていただき、初めての議会で一般質問を行いました。町内の若いお母さんたちから、子どもを遊ばせられる公園をつくってほしいとのこと。町内にはそんな公園がなく、銚子の桜井町公園などに連れていき遊ばせているからと要望されました。そのとき町は、現在児童遊園等もあり、そういう計画は全くないとの答弁でした。

また、公園というと、児童遊園のほかにコジュリン公園、雲井岬のつつじ公園、石出堰の親水公園、神代のふれあい公園、笹川駅南側の町民広場等がありますが、遊具の点検や公園の整備状況など、どのようになっているのでしょうか。また利用状況等はどのように認識されていますか。

公園が設置された経緯はさまざまですが、町で管理する状況にあると思います。皆さんが利用しやすい公園にするべきかと考えますが、それぞれの公園に対して、どのように整備、管理していく考えかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは最初に、質問事項の行政運営についてのうち、窓口業務の対応について答弁させていただきます。

ご質問の中にもあったとおり、昨年の町民アンケート調査を行ったところ、行政運営の設問で一番多かったのは、休日・時間外の窓口対応で12.2%、ほぼ同率の12%で1カ所の窓口で用事が済む体制づくり、3位は迅速な回答、わかりやすい説明、9.6%という形でありました。

行政運営のうち、窓口業務に関するものが上位2位を占めていました。住民にとって、一番身近な窓口での対応を、もっと簡単に用事を済ませることができ体制を望んでいることを、改めて受けとめております。

窓口業務に関しましては、各種事務機器の導入や電算処理によります時間短縮など、窓口の効率化をより図ってきたところであります。しかし、役場の業務は日中のため、一般の方の仕事と重なってしまい、なかなか役場へ来られない方もいらっしゃいます。このような方を考慮して、毎週水曜日の夜7時まで窓口の延長を行って、ふだん来られない方や、会社帰りの方などに対応しております。また、平日に電話申し込みを行うことで、土曜・日曜に日直を通じて、各種証明書の交付を受けることができるという二通りの通常業務以外の対応を行っております。

ちなみに、平成22年度中に延長窓口を活用した方の件数は341件で、年間49週窓口が延長されましたので、1日平均6.9件という状況でありました。電話予約の方は単独の統計をとっていないため、すべて金曜日の集計に含まれているため正確な数値は不明ですが、職員の記憶では、年間約10件程度だとのことでありました。

水曜日の延長窓口は、住民の皆さんにも大分浸透、普及してきたように感じています。一方、電話予約に関しては、認知度が低いように感じています。電話予約による休日の証明書発行について認知度が低いということで、効果的な活用をしていただくため、さらに広報活動に努めてまいりたいと思います。

また、今でも町民課以外の案件についても、延長窓口である程度は対応しておりますが、今後、申請等の受理など、延長窓口で対応可能な事務の検討を行い、職員間の横の連携等で内容の拡大を図れるものがあれば、より便利な窓口につながるよう、努めていきたいと考えています。

次に、防災無線等のメール配信についてお答えいたします。

お話にもありました、各小学校ではメール配信を活用しております。石出小と東庄中は民間のソフトウェアを使用しており、それ以外の学校は町のシステムを使用して保護者への連絡などに活用しています。

一方、住民向けの消防防災関係等のメール配信は現在行っておりません。議員がおっしゃるとおり、災害時等の住民向け情報伝達手段として、メール機能は今の時代、有効な情報伝達手段と考えています。防災行政無線とあわせ、より確実な伝達ができるよう、前向きに検討していきたいと考えております。

また、メールシステムについては、町システム、民間のシステムサービスも含め、安価で安全、確実に情報伝達ができる仕組みの選定を進めたいと考えています。

次に、町ホームページは、昨年度まで使用したシステムを更新して新システムに切りかえ、現在運用しているところであります。データ更新は、担当各課でできるようになったのですが、震災の影響などで職員向けに講習会を開けないまま運用しておりましたが、先般講習会を行い、現在徐々にではありますが改修しているところであります。

ご指摘のあったとおり、まだ準備中の表示になっているところも多い状況であります。特に、暮らしのコーナーなどは、準備中のものが多く見受けられてご不便をおかけしております。見やすさ、簡単な検索を心がけ、順次、更新作業を進めておりますので、全面改修終了まで、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

私の方からは、コンビニ収納の導入についてと、粗大ごみの収集等についてお答え申し上げます。

初めに、コンビニ収納の導入についてお答えいたします。現在、町税の納付方法には窓口の口座振替がございます。口座振替の割合は4税目合計で、額割合が41.6%、延べ人数割合で45.1%となっており、県下では振りかえ

率が高い方でございます。

最近では、コンビニやクレジットカード収納も導入し始めた自治体もふえてきております。県下のコンビニ収納導入市町村数は21市3町、導入率44.4%となっております。

コンビニ収納を導入した場合のメリット、デメリットでございますが、メリットといたしましては、曜日、時間、納税者の住所に関係なく、全国どこの店からでも納付できることでございます。導入しますと、役場や銀行が開いていないからということで納められないという言いわけは通用しなくなります。

デメリットといたしましては、納税確認処理に1週間程度を要すること。また、現年度課税分かつ納期限までにしか利用できないこと。したがって、収税協力会会員で、10月一括現金納付の方は利用できないこと。また、前納報奨金を交付するとなりますと、その取り扱いが難しいなどが挙げられます。

次に、今後コンビニ収納を導入する場合の経費でございますが、初期経費といたしまして約400万円、例年経費といたしまして約300万円、これらがかかる見込みでございます。

メリット、デメリット、費用対効果を考えますと、有利な方法ではございませんけれども、香取市では平成24年度からコンビニ収納を始める予定でおります。今後の成果と近隣の動向を参考にしながら、導入に向けて検討してまいりたいと思います。

続きまして、粗大ごみの収集等についてのご質問についてお答えいたします。

現在、粗大ごみは、リクエスト収集を有料で予約により実施しております。また、直接搬入により100キログラムまで無料で行っているところであります。しかしながら、香取市においては、ステーションに置けば直営により無料回収を行っているところがございますが、これは旧佐原市清掃事務所で使用していた車両及び職員により、収集業務を行っているものでございます。なお、本町でこの業務を実施するとなりますと、相当額の予算が必要となり、また、各区におけるステーション等のスペース等も考慮する必要があり、東庄町では現在のところ直営での回収は予定しておりません。

町民サービスの観点から、香取広域市町村圏事務組合でごみの収集を行っていることから、香取広域市町村圏事務組合において統一を図り、無料回収を行

っていくよう申し入れを行っていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、ご質問事項2の公園関係のご質問で、児童遊園を最初に挙げておられますので、私から先にお答えさせていただきます。

一般に公園と総称されるものを、公的な位置づけなどによってその名称、目的、性格、あるいは所管などが異なってまいります。児童遊園につきましては、都市公園法などによる公園ではありませんで、児童福祉法第40条に規定されます児童厚生施設の一つでございます。「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」で、児童館も同じ施設でございます。

現在、町内には5カ所の児童遊園を設置しておりますけれども、遊具の点検、維持管理につきましては、健康福祉課の職員によって毎年度、2回ほどの点検を行っております。必要ならば修理をし、老朽化などで危険であれば撤去を行っております。

児童遊園の利用状況については、数字的には把握しておりませんが、少子化の影響もございまして、ところによってはご利用が少ないものと認識しております。

遊具の新設あるいは新たな施設整備につきましては、利用状況も含め、種々の課題がございます。地域の要望等も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、まちづくり課関係の公園についてお答えします。

現在、まちづくり課が管理しております公園には、建設係が所轄するふれあい公園、町民ひろばと竜神台、羽計台にあります公園6カ所、それに産業振興

係が所管する雲井岬つつじ公園、コジュリン公園、石出親水公園等があります。

遊具の点検ですが、それぞれの担当職員の目視による点検を年1から2回、実施しております。また、整備状況については、業者またはシルバー人材センターに除草、樹木管理等の委託をしている公園と、町の臨時職員が年3回から6回除草を行っている公園があります。なお、一般の方がボランティアとして公園の除草作業などを行っているところもあります。

次に、公園等の利用状況ですが、雲井岬つつじ公園については、時季によりかなりの来客数がありますが、その他の公園については、日常の利用者数は余り多くないようです。なお、それぞれの公園ごとの利用者数を把握しているわけではありませんが、雲井岬つつじ公園など、その施設を利用したイベント等が開催されたときの利用者数については、大まかですが、ある程度の数は把握しております。利用者数の少ない公園等については、町民の方々に設置されている場所や、施設の内容などが知られていないということで、余り利用されていないようです。町としましては、新たに作成する「観光ガイドブック」の中に、観光施設のほかにこうした公園等も掲載し、また広報誌等も利用し、地元の方々にもPRしていきたいと考えております。

今後の整備管理としましては、遊具の設置年数により、専門業者による点検を実施し、また職員による巡回を細目に行い、除草作業等環境整備を実施し、安全で安心して利用できる公園として整備したいと考えております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

6番。

6番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。最初の窓口業務なんですけれども、水曜日の7時までの延長が認知度が上がってきて利用者が多いということですが、やはりまだふだんの日に申請しておいて、土日の日直のときに書類をいただくとかという形ができるはずですが、それが町民の方にはまだ周知されていないと思います。もう少し、ちゃんと広報をしていただければと思います。

あと、窓口の一本化という、うちの町は小さい役場なので1階に行けば全部は見えるといえば見えるんですが、初めて来た人はやっぱり自分はどこに行け

ばいいのかわからない方もいますので、できれば町民課のところで、いち早く窓口対応できる方がいれば望ましいかなと思いました。

それから、防災メール配信についてですけれども、近隣の市町村ではほとんどが実施しております。経費の面ではそんなにかからないかと思います。ただ、この間、課長がおっしゃったように、いろいろ個人情報じゃないんですけど、振り込めじゃなくて、今いろいろ社会事情で詐欺行為の問題もあって、それがちょっとひっかかるのであれば、それもちゃんと網羅して、ぜひ一日も早く実施していただければと思います。

学校のメール配信はもうほとんどの保護者の方が利用されて、活用されていると思いますので、それをまたより充実を図っていただければと思います。

あと、コンビニ納付の件ですけれども、メリット・デメリットはもちろんありますけれども、まず一番最初に、予算の面で大きな金額がかかるということでした。そう考えると、費用対効果を考えると、うちの収税金額からしたら、ちょっと出の方が多くなってしまうかもしれません。近隣の市、町をお聞きしましたら、今実施しているのと、これから実施するところがほとんどでした。

聞いてみますと、コンピューターの基幹システムを変更する際に、一緒に実施したところがあって、お金を余りかけないでやったということもありましたので、参考にさせていただいて、ぜひコンビニ納付は若い方がほとんど希望しておりますので、やっぱり収税率を上げるという面で実施できたらと思います。

町のホームページですけれども、震災のために職員の講習もおくれて、立ち上げというか変更もおくれているということでした。これからまた新たに変わっていくかと思いますけれども、トップページを見てみても、ちょっと中を開いて見てみたいという表面にはなっていないような気がします。私もパソコンとか、本当に幼稚園レベルで余り器用にこなせませんが、なるべく町のホームページは一生懸命見ようとしています。

前回、私ふるさと納税のことについてお聞きして、ふるさと納税のことが載っていないので、ホームページには掲載されていないのかなと思いましたら、中を開いていくと出るということで、やり方を教わって初めて私も開くことができました。やっぱり、トップページに開けるようにするべきだと思います。そして、町民の方や東庄に縁のある方に、ふるさと応援基金を応援していただ

ければと思いました。

それで町長のあいさつですけれども、町長はご自身でブログも更新されております。私は時々拝見させていただいておりますが、町長のあいさつも古いまま、そのまま形式的なものが載ったままになっておりますので、それもリニューアルした方がいいんじゃないかと思いました。

それから、粗大ごみの件ですけれども、やっぱり香取市、東庄町、一部事務組合は同じですので、隣がやっけてうちがやっけていないとなると、同じ住民の方は市でやっけてというのがちょっとわかりませんので、何でうちだけでできないのかという不信もあります。これからは、また分別収集もふやしていくでしょうし、事務組合の方でも検討されていくかと思っておりますけれども、一日も早く統一していくべきだと思います。

それから、ごみの件に関してですけれども、いろいろ調べていってこれから分別収集をふやすこと、そして伊地山にある処分場もあと何年ぐらいでいっぱいになるのか、そしてその計画もどのようになっているのかというのもちょっとお聞きしたいと思いました。町民の方は、ごみに対してもやっぱり敏感になってきておりますので、2回目でお聞きしたいと思っております。

それから、公園についてですけれども、私が議員にならせていただいて、本当に町の中も全部今まで歩いたわけではなかったんですけれども、公園も行ってないところもたくさんありました。でも、町民の方々からあの公園はだれも利用していないからもったいないとか、薄暗いところではトイレも利用できないとか、また公園に遊具も取りつけてほしいとか、さまざまな要望がありましたので、その都度見て、また行政の方にもお願いしてまいりました。

児童遊園とその他の公園は管轄する課が違うということも、そのときに初めて知りましたが、最初に私が言った大きな公園というのは、やっぱり町民が、若い人たちが子どもたちが集まれる場所が欲しいということだったので、私は理想としては町内の1カ所に年間を通して使える屋内プールをつくって、多くの町民ができるようにして、そしてその周りに遊具を備えて子どもたちが、また親子が遊べるような公園が設置できたらいいなと考えます。今、子どもたちは一体どこで遊んでいるのだろうと思うぐらい、寂しい町になっていると思います。

そして、親水公園なども町では年間数回の草刈りは行っていると思いますが、やっぱりボランティア団体か、それとも別の形でか、定期的に継続的に整備できる体制づくりが望ましいと考えます。そして、また現在、公園や堤防沿いなどで、犬をリードから外して自由に放し飼いというか、走らせている方がいると聞きました。ドッグランのような整備もしてあげる場所があればいいなという理想もありました。

ぜひこれから策定する総合計画の中にも、公園の整備等については入れていただきたいと考えます。

そして、先ほどのボランティアで行ってくださっている方にもごみ袋を、町では掌握していると思いますので、ごみ袋を差し上げるとか、そういう思いはあっていいかと思います。すべてに対して緊縮財政ではなくて、やっぱり町民が喜んでくれる事業計画も必要かと思いましたので、公園に関して質問させていただきました。

あと、ごみのことに関してだけ、2回目の答弁がいただければと思います。
議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

ただいまの分別の種類関係でございますが、現在、分別の内容でございますけれども、「可燃ごみ、不燃ごみ」の2種類、それと資源物として「瓶・缶類、ペットボトル、紙類、衣類、植物廃材」の5種類を分別しているところでございます。香取広域市町村圏事務組合では、今後も一般廃棄物処理基本計画によりまして、可燃ごみをさらに分別して資源物として再利用し、平成32年度までに62%まで減量していきたいと考えております。

なお、分別の種類につきましては、まだ具体的に示されてはおりません。今後、検討されることとなるかと思います。

それから、最終処分場関係でございますけれども、現在の状況で今後10年間でいっぱいになる予定でございますが、これらにつきましても、ごみの分別をすることによりまして、施設の延命化を図っていく考えでおります。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

6番。

6番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。ごみの伊地山の処分場もあと10年ということで、また私たちもこれから勉強していかなければならないことがわかりました。

先ほど一つ、聞き忘れたんですが、窓口業務で土日の対応で、子ども医療費の申請などについても町民課1本でできるようになるのか、その辺をお聞きできればと思います。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

ただいまご質問の子ども医療費の助成の申請につきましては、実態の把握などが必要になりますので、あと関係書類ですね、領収書等を提出していただくことになりますから、その辺の兼ね合いで本庁業務になじむのかどうか、検討はしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

以上で、山崎ひろみ君の質問を終わります。

次に、3番、高木武男君。

3番（高木武男君）

それでは、二つほど質問したいと思います。

まず最初に、質問事項1としまして、東庄町10年後の姿について質問させていただきます。

要旨1としまして、少子化が進んで町の人口はどのようになるのでしょうか。この10年間でも相当な数の人口の減少がありました。10年後の人口も大変気になるところです。急激な円高と同じように、人口の減少は町にとってはさまざまなところでいろいろな問題を起こします。10年後の人口についてどのように予測されますか。また何年後に最少人口になり、何人ぐらいと予測されますか、お尋ねします。

要旨2、町の税收、国からの交付税は。国の国債残高は900兆円に迫っており、GDPの1.8倍です。国債残高の多いイタリアにおいても、GDPの

1.1倍です。ギリシャのように債務不履行とならないことを願うばかりです。日本の国債の格付も1ランク下がり、もうこれ以上借金できない状況です。こういう状況下において、10年後の本町が税收、国からの交付税等についてどのように認識されていますか、お伺いいたします。

要旨3番目、町の活性化・夢そして安心について。10年後の東庄町が元気で夢があり、そして安心して暮らしていける穏やかな町であることを願っております。町が元気になり、夢と安心感があれば人口減少にブレーキがかかると思います。町民に夢と安心感を持ってもらうための町はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、質問事項2、教育について。

要旨の1番目、本町の教育目標、教育理念について。本町の小・中学校の校舎、体育館、プール等の整備も進み、耐震化工事もすべて終了しました。教育の町、東庄の教育目標、そして教育理念について、どのように認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

質問要旨2、教育の振興とは。本町においては、各学校ごとに教育振興会が結成されておりますが、教育の振興についてどのように認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

要旨3番目、小学校の統廃合について。この問題については教育委員会において検討されていると聞いております。今時点での検討内容をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。次は自席にてお聞きします。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、質問事項、東庄町の10年後の姿、要旨としまして少子化が進んで町の人口はという質問についてですが、ご指摘のとおり、昨年実施されました国勢調査の速報値によりますと、東庄町では前回の平成17年の調査に比べ、5年間で1,005人、率にして6.22%の人口減少が発生しております。今回の国勢調査では一部の都市圏で人口増が続いているものの、多くの県で人口減少が起きています。しかし、日本全体で見れば人口増という結果でありま

した。

千葉県内も同様で、一部の都市では人口増が続き、その他の市町村では人口減少が続いていて、千葉県全体では人口増加という状況です。その中で千葉県東部は市も町もすべて人口減少という結果が出ました。今、全国規模で人口減少と人口の局地的集中が進行している状況が国勢調査で明らかになっています。

さて、10年後の東庄の人口ということですが、国立社会保障・人口問題研究所、人口構造研究部の平成20年12月発表の推計によりますと、東庄町の5年後、2015年の人口は1万4,259人、10年後の2020年には1万3,272人と推計されております。これはあくまで社会情勢が今ある状況でこれからも推移するという予測のもとでの推計であります。今回のような大震災の影響や社会経済、労働環境の変化などを加味しているわけではありません。

そういった意味で、今後の社会情勢の変化等によって人の移動が発生すると、現在の予測推計とは乖離した結果になることは想定されます。今から20年先に昭和21年生まれの方たちは85歳に到達し、団塊の世代と言われる方たちが80歳代に突入し、一層の高齢化が進みます。一方で、亡くなられる方もふえてくるものと思われます。少子化と重なり、高齢化が際立つことで、今後の人口動態は今以上に顕著な変化をするものと予想しております。

続きまして、要旨2の町の税収、国からの交付税はという質問ですが、10年後の町の税収という部分ですが、数値的にどのぐらいになるかとか、現在の何%ぐらいというように推計することは非常に難しい問題であります。ここ数年の町税の推移を見ながら将来の傾向を推測したいと思います。

まず、最近の傾向としては減少傾向が続いています。主な税目で見ますと、固定資産税の場合、3年に一度、評価がえを行っていますが、地価の下落により税額に影響が出ているものと思われます。

個人住民税の場合は、やはり減少傾向にありますが、平成21年度以降、落ち込みの幅が大きくなっています。この要因として考えられるのが団塊世代の定年で、所得者層の減少が税額に大きな影響を与えているものと見ています。先ほど、少子化、人口減少という話の中でもありましたが、人口の減少が進行します特に本町では、生産年齢人口と言われる働き盛り、15歳以上64歳ま

での方の減少が続きまして、中長期的には税収の減少が今後も予想されます。また、短期的には団塊の世代の定年による所得者層の減少の影響で、今後数年間は減額の幅が大きくなると予想しています。

続いて、交付税の予測ですが、普通地方交付税は平成19年度から年々増額の傾向にあります。また、特別地方交付税はほぼ一定水準で交付されているところでもあります。

見通しとして、地方交付税は現在の制度が続く限りは、一定水準の交付税額を確保できるものと想定しています。しかし、地方交付税特別会計の財源である所得税などが震災や景気動向により減少しています。これに伴い、地方交付税特別会計の規模縮小が考えられますので、より厳しい財政運営が求められていると認識しています。

現状でも、地方交付税特別会計での財源不足により、基準額を交付できないケースが増加しております。今までは地方交付税特別会計に財源不足が生じたとき、国債で財源を確保し交付税として地方へ交付していましたが、現在は不足のまま交付し、不足分を各自治体が地方債の発行により補う仕組み、臨時財政対策債というもので対応しております。ただ、このままでは地方に債務だけが残ることになってしまいます。これを補うため、後年、償還に際して交付税で措置されることになっている制度であります。各自治体ともこの臨時財政対策債の増大により、公債費の増大を徐々に招いていることも事実であります。

しかし、地方においては必要な施策は実施しなければなりません。財政運営に当たっては、取捨選択により歳出の抑制に努め、財政の肥大化の抑制に努めることが将来に対する備えであり、大きな変動に備える意味でも必要なことと考えております。

次に、要旨3の町の活性化・夢そして安心についてです。町では、平成19年に東庄町第5次総合計画を策定し、10年間のまちづくりの指針を示し、前期5年間の基本計画が間もなく終了しようとしております。引き続き、後半5年間の基本計画を現在策定中であります。基本理念、将来都市像は引き続き今あるものを基本に置いて、まちづくりを進める計画であります。

後期基本計画の策定に当たりまして、昨年町民アンケートを実施して、町民の考え方や方向性を調査いたしました。今の基本構想にある基本的な考え方、

方向性を踏まえ、あとは細かな施策の部分を見直しを行えば、新たな方向性が導き出せるものと考えています。

今まで、「協働による暮らしやすい魅力あるまちづくり」を基本理念として人々の暮らしやすさにつながるような基礎づくりを心がけ、施策を推進してきたところであります。これからどのような施策を進めるかといいますと、三つのプロジェクトを中心に進めたいと思います。

一つ目は、「躍動」プロジェクトとして「安心」、「子育て」、「医療」といったキーワードが考えられます。防災や交通安全、防犯といった問題、保育問題やワクチン接種といった子育ての問題、東庄病院を中心とした地域医療の安定供給の問題などです。特に防災関係は、震災を機に安心という面で大きな要素になります。

二つ目は、「連携」プロジェクトとして「協働」、「支え合い」というキーワードで町民と行政の協働や住民同士、地域での支え合いなど、地域全体での支え合いが必要と考えています。

三つ目は、「地域力」プロジェクトとして、「自然」、「産業」、「教育」といったキーワードで、水質浄化などを含めた自然環境の保護、農業経営基盤強化などの産業面の問題、教育環境の整備・充実といった人づくりも含めた問題です。

以上のようなプロジェクトをもとに、さまざまな施策を実施し、複合的、総合的に暮らしやすいまちづくりを目指し行政運営を進めます。それにより、安心して暮らしやすいまちづくりを進めれば、人口増加とはならないまでも、人口減少の速度を緩めることはできるのではないかと願っております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

それでは、教育について、1番の本町の教育目標、教育理念についてということでお答え申し上げます。

平成18年12月に教育基本法が改正され、その第1章の教育の目的及び理念の第1条に教育の目的、第2条に教育の目標、第3条に生涯学習の理念が掲

げられております。東庄町立幼稚園、小学校、中学校は、教育基本法を受けて各幼・小・中の実態を考慮して教育目標を定めております。

今年度の教育目標は、笹川、橘幼稚園は、「丈夫で元気な子ども、自分で考え行動する子ども、思いやりのある優しい子どもの育成」、神代小学校は、「心豊かで、みずから学ぶたくましい子の育成」、笹川小学校は、「知・徳・体の調和のとれた心の美しい、たくましい子の育成」、橘小学校は、「夢を持ち、心と体を鍛える子の育成」、石出小学校は、「夢をはぐくみ、心豊かでたくましく生きる石出っ子の育成」、東城小学校は、「夢と希望に向かってチャレンジする東城っ子の育成」、東庄中学校は、「情操豊かで想像力があり、未来を切り開く力のある生徒の育成」であります。

各幼・小・中学校は、教育目標の達成に向けて経営の重点を定め、取り組んでおります。教育理念についても、子どもたち一人一人が人格をみがき、豊かな人生を送っていくために高い理想を持って望むことであり、教育委員会としてはそのための人的、物的、時間的環境の整備を図っているところであります。

特に、従来から本町は教育に重点を置き、教育の町、東庄の名を維持・発展できるように現在努めております。利根川下流域の温暖な気候と、豊かな自然の中で知・徳・体のバランスのとれたたくましい子の育成、先を見通し切り開いていけるような人間の育成を目指し、幼・小・中の各段階に適した指導を実践しているところであります。

以上で、答弁を終わります。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から質問要旨2番、3番についてお答えいたします。

まず、2点目の教育の振興についてどのように認識されているのかということですが、各学校の教育振興会には、教育振興ということできざまな形で支援をいただいております。教育委員会としても厚く御礼を申し上げるところでございます。また、総合的な学習の時間や部活動では、地域の皆様のご協力をいただき、地域の教育力を生かしながら取り組んでおります。

教育の振興となると、非常に広範囲になります。教育委員会としては、特に

児童・生徒の学力の向上、体力の向上が最重要であると考えております。これらの向上を図るためには先生方の指導力の向上はもちろんのこと、教育環境、特に備品や施設の整備を計画的に推進する必要があります。昨年より、指導主事を配置していただいておりますが、今後も学校を訪問しての授業の展開指導や、先生方のスキルアップに努めるとともに、教育環境の整備についても現地を精査して取り組んでいきたいと考えております。

次に、小学校の統廃合につきましては大変重要な問題と認識しております。この件につきましては、昨年6月の議会で平山議員から同様のご質問をいただき、第5次東庄町総合計画の後期計画で小学校の統廃合の検討を提起していく旨、答弁してございます。また、ことし6月議会で多田議員からも同様のご質問をいただき、今後も子どもの減少の中で、小学校の統廃合は避けられないことと考えており、出生の状況を把握しながら、今後に向けての検討は十分時間を費やしていく旨、答弁をしております。

なお、この後ご審議をいただく補正予算の中で、教育諸課題検討委員会委員謝金を計上させていただいておりますけれども、可決をいただきましたら早急に検討委員会を立ち上げ、給食センターの建設や、小学校統廃合の諸課題の検討に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思っております。

以上で、私の方の答弁を終わらせていただきます。

議長（勝野暢一君）

3番。

3番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。10年後の東庄町の人口が2,000人以上の人口減少が見込まれ、税収はさらに落ち込むことが予想されております。人口減少と税収の落ち込みは、町政運営においてさまざまな問題を生じさせます。これらの問題解決のため、財政改革、行政改革はすぐに行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町の活性化・夢そして安心について、活性化とは人や物が活発に動き回る状態のことであり、最終的には人々が豊かになることです。活性化された元気な町には夢と安心がついてくることだろうと思っております。

町は地域力プロジェクトの中で、自然環境の保護、農業経営基盤の強化、教育環境の整備を挙げています。自然環境の保護は、人間が生きていく上で非常に大切なことです。正常な水と空気と大地は人の食べ物と多様な生物をはぐくんでおります。里山の整備等、自然環境の保護はどのように進めますか。

農業経営の基盤強化はすぐに取り組みねばならない課題だと思います。農業後継者の高齢化と後継者不足等により、耕作されない農地が非常に多くなっております。営農組合等の経営体の育成も重要かと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、教育環境の整備・充実についても十分お願いをいたします。町が現在進めている教育環境の整備は、いわゆるハードの部分であり、それだけでは十分ではありません。ソフトの面での教育環境の整備をぜひともお願いいたします。お伺いいたします。

次に、教育理念について、本町の教育理念は、子どもたち一人一人が人格をみがき、豊かな人生を送っていくために高い理想を持って望むことであるとのことです。子どもたちの人格をみがくということは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

私は、教育理念についていろいろと考えました。人が1人の人間として自立した生活をするには、みがかれた五感を持っていることが基本的条件ではないのかなと思います。五感を鍛えられた子どもたちの学力は一段と向上していくということです。五感を鍛える教育、本町でもいかがでしょうか。

次に、教育の振興について。教育の振興は、本町の教育において非常に重要なことだと思います。児童・生徒の学力の向上、体力の向上のため、教育環境の整備等、ハード面の整備も大事ですが、パソコンと同じくソフト面での整備はもっと大切なことではないでしょうか。

百聞は一見にしかずということわざがありますが、世の中のいろいろなこと、芸術文化、科学技術等を子どもたちが見聞き、体験し、広く外の世界を知ってもらうことは教育振興の一つになるのではないのでしょうか。

10年後の東庄町が今以上に元気で活気があり、夢と安心、そして穏やかな町であることを願っております。

以上で、私の2回目の質問を終わります。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、再質問のうち、財政改革、行政改革をすぐ実行すべきというご提案について答弁の方をさせていただきます。

東庄町では、以前から行財政改革に取り組んでいるところであります。昨年、町広報でもお知らせしたところですが、経常収支比率や経常収支比率に占める人件費の割合など、県内トップクラスの財政指標であります。これは、今までの行財政改革の積み重ねによりできたことと自負しております。

しかし、財政指標がよいから、行財政改革はここで終わるということではありません。今ある状況に満足しているわけでもありません。これからも引き続き行財政改革を進め、より健全な行財政運営を目指し、安定した行政サービスの提供ができるよう、努めてまいりたいと思います。

続いて、自然環境保護はどのように進めるかということですが、議員がおっしゃるように、自然環境の保護は人が生活する上で大切なことでもあります。自然環境保護といっても、その対策の範囲は非常に広い範囲に及びます。例えば水質の改善、里山の保全、河川の改修、景観の保全、環境の美化、公害対策や再資源化など、さまざまな施策が考えられます。

具体的には、合併浄化槽の普及促進などもその一つでしょうし、住民こぞって清掃活動を行うなど、協働の活動に結びつけることも必要だと思えます。現在も行ってありますが、住民参加による活動などは、住民の自然環境に対する意識高揚にもつながるもので、非常に有効な手段だと考えています。一つの施策・対策で一つの目的を達成するのではなく、いろいろな施策が複合的に作用して、総合的に目的達成に向かうという考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、農業経営基盤強化についてお答えします。

農業は町の基幹産業として位置づけられており、農業経営基盤強化は重要な課題だと考えております。現在の農業経営は議員が述べられたとおり、高齢化や後継者不足、また不耕作地の増加等により、厳しい状況にあります。

こうした状況を改善するため、地力増強対策や農用地利用集積、遊休農地の有効利用などを促進するとともに、認定農業者、農業後継者の育成、集落営農の組織化や農業法人化の推進など、農業の大規模化、効率化に向けた各種事業を取り入れた収益性の高い農業を支援していきたいと考えております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育の理念ということでお答えいたします。

子どもたちの人格をみがくことにつきましては、学校での各教科の学習、道徳の時間、学級会、学校行事、クラブ活動等の特別活動、そして総合的な学習の時間、部活動等を意図的、計画的に指導していけば五感が鍛えられ、人格がみがかれると考えます。

また、小学校では特に休み時間の遊びも重要になってきます。五感を鍛える教育につきましては、各学校の教育計画を確実に実践することにより達成されると考えます。また、現在は子どもの減少に伴い、地域行事が減少していることから、町行事等に積極的に参加することが肝要だと考えています。

よろしく申し上げます。以上です。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

私の方から教育の振興について答弁させていただきます。

議員が述べられたように、すぐれた芸術文化、科学技術等を子どもたちが見聞きし、体験し、外の世界を知ることがとても重要なことであり、教育振興に寄与するものであると認識しております。

現在、各小学校では毎年演劇や音楽鑑賞の機会を設けております。また、中学校では3年に一度、音楽鑑賞教室を開催して、ニューフィルハーモニーオー

ケストラ千葉による演奏を鑑賞しております。

今後も、このような情操教育の機会をより多く持てるように働きかけていきたいと考えております。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

3番。

3番（高木武男君）

建設的な答弁、本当にありがとうございました。これからも東庄町が元気で夢のある町となるよう、しっかりと行政運営の方をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

以上で、高木武男君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第7、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま議題となりました、諮問第2号及び第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聴いて推薦することになっております。

このたび、2名の方が平成23年12月31日をもって任期満了となることから、引き続きお願いをするということで、候補者として推薦するものでございます。

渡邊昌代さんは、平成21年1月1日に人権擁護委員をお引き受けいただき、現在は千葉県人権擁護委員連合会で公募委員に就任をされております。渡邊さ

んは謙虚な方ではありますが、しんの強い方で地域社会に貢献しようとする意識の高い方です。

石毛正明さんは、平成21年1月1日に人権擁護委員をお引き受けいただき、現在は香取人権擁護委員協議会で子ども人権委員会委員長に就任をされています。石毛さんは誠実な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方です。

皆様方のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第2号及び諮問第3号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は適任と答申することに決定しました。

日程第8、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正をされ、本年4月1日から施行されたことに伴い、非常勤職員についても育児休業及び部分休業を取得することができることとなりました。この法改正に伴い、本町においても育児休業及び部分休業を取得することができる非常勤職員の範囲、取得可能期間等について定めることが必要となりますので、本条例の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いしたいと思います。

本改正は、非常勤職員について育児休業及び部分休業を取得することができるようにする育児休業法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、第2条に第3号を加える改正について申し上げます。これは育児休業をすることができない非常勤職員について、一定の在職期間や在職の見込みがない者等とすることを定めるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第2条の2を加える改正でございますが、これは非常勤職員の育児休業の期間について、原則として子が1歳まで、夫婦ともに育児休業をしている場合は1歳2カ月まで、継続的な勤務のために、特に必要と認められる場合には1歳

6カ月までとすることを定めるものでございます。

次に、第3条に第6号、第7号を加える改正でございますが、これは非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情について定めるものでございます。

4ページをお願いします。

第19条の改正でございますが、これは部分休業を請求することができない非常勤職員について、一定の在職期間がない者等とすることを定めるものでございます。

次に、第20条の改正は、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内等とすることについて定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第25号、町税条例等の一部を改正する条例を制定すること

についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま提案されました議案第25号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための「地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令」が平成23年6月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、議案第25号、町税条例等の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正の主なものは、個人住民税におきます寄附金税制の拡充、及び租税罰則の見直し、並びに税負担軽減措置等に係る肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の縮減延長などでございます。以上が主な改正点でございます。

なお、今回の改正条例の構成につきましては、議案書9ページをお願いしたいと思います。改正条例第1条で、町税条例の一部改正を行い、議案書14ページの改正条例第2条及び第3条で、それぞれ町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものとなっております。

初めに、町税条例の一部を改正する条例、第1条関係の主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の6ページをお願いいたします。新旧対照表左側の改正案により説明させていただきます。

第26条の改正は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定ですが、過料を3万円以下から10万円以下に引き上げるものでございます。

第34条の7の改正は、寄附金税額控除の規定ですが、個人住民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第36条の2は、町民税の申告の規定ですが、第34条の7の改正による引用条文等の整備でございまして、同条第5項は申告書様式を定める項を加えるものであり、内容については変更ございません。

次のページをお願いいたします。

第36条の3は、地方税法施行規則の改正による条文を整備するものでございまして、内容についての変更はございません。

第36条の4及び第53条の10の改正につきまして、過料を3万円から10万円以下に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第61条の改正は、固定資産税の課税標準の規定ですが、引用条文等を整備するものでございまして、内容については変更ございません。

第65条及び第75条の改正につきましても、過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第88条の改正は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の規定ですが、過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第100条の2及び第105条の2の改正につきましては、過料を10万円以下とする条項を新設するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第107条及び第133条の改正につきましては、過料を3万円から10万円以下に改めるものでございます。

第139条の2の改正は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定

ですが、過料を10万円以下とする条項を新設するものでございます。

第139条の3の改正は、特別土地保有税の減免の規定ですが、前条第139条の2の新設に伴う条の繰り下げでございまして、内容についても変更はございません。

次のページをお願いいたします。

附則第7条の4の改正につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定ですが、寄附金税額控除における引用条文等を整備するものであり、内容についての変更はございません。

次のページをお願いいたします。

附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、免税対象から除外する飼育牛の売却頭数を2,000頭を超える部分から、1,500頭を超える部分に縮減し、その適用期限を平成27年まで延長するものでございます。

18ページをお願いいたします。

附則第10条の2の改正につきましては、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による引用条文等を整備するものでございまして、内容については変更ございません。

次のページから26ページまで、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条の2及び附則第20条の4は、条例附則第7条の4の改正による引用条文等を整備するものでございまして、内容についての変更はございません。

続きまして、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、第2条関係についてご説明申し上げます。27ページをお願いいたします。

附則第2条第9項、同条第16項及び同条第21項の改正は、個人の町民税に関する経過措置の規定ですが、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を2年間延長するものでございます。

続きまして、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、第3条関係についてご説明申し上げます。29ページをお願いいたします。

附則第1条及び附則第2条の改正は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る

町民税の所得計算の特例について施行日を2年間延長するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の14ページをお願いいたします。

改正附則は改正後の条例について、原則として公布の日から施行することになりますが、附則第1条第1号から次の15ページの第4号までにかかる規定は、それぞれの項目について施行日を定める条文でございます。

附則第2条から次ページの附則第4条につきましては、町民税、固定資産税及び罰則に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上で説明を終わります。なお、他の条項につきましては、文言の改正及び引用条文の改正等でございます。可決いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

これから質疑を行います。

9番。

9番（花香むつみ君）

ちょっとわからないので、質問いたします。

とりあえず、罰金が不申告になりますと3万円から10万円に引き上げられると、大変厳しいものになると思いますが、この中で特別土地保有税に係る申告という、この特別土地保有税というのはどういう土地のことをいうものでしょうか。すみませんが伺います。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

特別土地保有税につきましては、土地をある面積以上取得された場合に課税されるものでございまして、現実的には数年前に課税は一たん中止といたしますか、休止しております。今現在は、新規課税は発生しない状態でございますけれども、今後、また課税が発生する可能性もあるということで、まだ条文は残っている状況でございます。

以上です。

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第25号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長 (勝野暢一君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第26号、平成23年度東庄町一般会計補正予算(第4号)から、日程第15、議案第31号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)まで、以上、6議案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (勝野暢一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第26号から議案第31号まで、一般会計のほか特別会計3件及び企業会計2件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第26号、平成23年度東庄町一般会計補正予算(第4号)につ

いて申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,730万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,554万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、東日本大震災による液状化等被害住宅の再建支援金事業、災害時の要援護者台帳システム導入事業、住宅用太陽光発電設備設置補助事業、緊急雇用創出事業、財政調整基金の積み立て、4月の人事異動等に伴う人件費の補正、債務負担行為の設定などが主な内容となっております。

まず、液状化等被害住宅再建支援金について申し上げます。本事業につきましては、国の被災者生活再建支援法の対象外となる地盤の液状化等による住宅被害を受けた世帯に、一定の要件により支援金を交付するものです。県の制度に基づき実施をいたします。

次に、要援護者台帳システム導入事業でございますが、災害時に高齢者や障害者などの要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に行うため、福祉サービスの利用状況や健康状態、家族や支援者の状況、避難経路など、個々の情報を要援護者台帳に整理し、災害時に備えるものでございます。この事業につきましても県の補助金を活用して実施をいたします。

次に、住宅用太陽光発電設備設置補助事業でございますが、原発事故によりまして、国のエネルギー政策も大きな転換が迫られております。こうした中、住宅の太陽光発電設備の関心も高まっていることから、住宅用太陽光発電設備設置補助金を創設し、県の補助金を活用しながら設備の導入を促進しようとするものでございます。3月11日の震災以降に設置をした方を対象として実施をいたします。

次に、緊急雇用創出事業でございますが、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用いたしまして、観光ガイドブックを作成いたします。魅力ある東庄町の情報を積極的に発信をしてまいりたいと存じます。

次に、財政調整基金の積み立てについて申し上げます。この後認定第1号でご審議をいただきます平成22年度決算の余剰金額を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものでございます。これまで、震災対応のため8,200万円の取り崩しを予算計上させていただきましたが、財政調整基金は町民の皆

様のため、必要ならば柔軟に取り崩しをさせていただき、そして積み立てが可能であれば積極的に積み立ててまいりたいと考えております。

最後に、戸籍システムが導入後5年を経過することから、システムを更新する必要があるため、平成24年度から平成28年度までの債務負担行為の設定を予算計上させていただいております。

以上、一般会計の補正の主なものにつきまして提案理由を申し上げます。

続きまして、特別会計について申し上げます。

まず、議案第27号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,907万9,000円とするものでございます。

次に、議案第28号、平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ56万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,530万8,000円とするものでございます。

次に、議案第29号、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ829万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,329万円とするものでございます。

これら3会計につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の補正等が主な内容となっておりますが、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、東庄病院への繰出金の増額補正、また介護保険特別会計補正予算につきましては、東日本大震災で被災された方の利用者負担の減免に関する所要の補正となっております。

続きまして、企業会計について申し上げます。

初めに、議案第30号、平成23年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

まず、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございますが、支出のうち配水及び給水費に2,000万円、総係費に13万5,000円を追加いたしまして、総額で4億690万2,000円にするものでございます。

また、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の補正につきましては、支出で建設費に350万円、企業債償還金に9,479万2,000円を追加いたしまして、総額で1億6,456万2,000円にするものでございます。

さらに、予算第7条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費に13万5,000円を追加いたしまして、3,193万2,000円とするものでございます。

次に、議案第31号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正でございます。まず収益的収入で医業収益の中の外来収益が伸びたことによりまして、病院事業収益の既決予定額に435万円を追加いたしまして、10億2,054万6,000円とするものでございます。また、収益的支出で医業費用の中の給与費が10月から新たに医師1名が着任すること等から増額となったことによりまして、病院事業費用の既決予定額に818万3,000円を追加し、10億775万3,000円にするものでございます。

次に、資本的収入で第2目に国保会計出資金を新たに設定し、既決予定額に113万4,000円を追加し、1億1,802万2,000円にするものでございます。また、資本的支出で、第1項・建設改良費が増額となるため、既決予定額に466万2,000円を追加し、1億4,379万6,000円にするものでございます。

以上、一般会計のほか特別会計3件及び企業会計2件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、私の方から平成23年度東庄町一般会計補正予算（第4号）について、内容を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,730万円を追加

いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,554万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から申し上げますので、議案書の26ページをお願いします。

今回は、4月の人事異動等による人件費の補正を1款・議会費をはじめ関係する款において、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費、19節・負担金補助及び交付金で行っております。総額で610万2,000円の増額となっております。

また、国民健康保険、訪問看護ステーション、介護保険の各特別会計への人件費にかかる繰出金につきまして、計66万円の減額補正を計上しております。以下、人件費の補正に関しましては説明を割愛させていただきます。

次に、2款・総務費のうち1項5目・企画費で、JR東日本車体広告料24万8,000円。これはJR東日本とタイアップして総武本線等を運行する特急車両に、本町のイメージキャラクターであります「コジュリンくん」をえがきまして町のPRを図るものです。10月から来年の3月まで、6カ月間の運行期間となります。

次に、コミュニティ助成事業助成金1,750万円、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し助成するもので、宿浜区協同館の建設事業に1,500万円、新田区のお祭り用品250万円を計上しております。全額自治総合センターからの歳入があります。

次に、自治会等集会施設整備事業補助金406万7,000円、これは「自治会等集会施設整備事業補助金交付要綱」に基づき交付するもので、町の単独事業となります。宿浜区協同館の建設、大久保・舟戸・新宿区各区の青年館の修繕にかかる補助金を計上しております。

次に、8目・防災対策費で液化化等被害住宅再建支援金1,100万円、東日本大震災により地盤の液化化等によって住宅が被災した世帯で、被災者住宅再建支援法の対象とならない世帯に、一定の条件により支援金を支給するものです。県の支援制度により町が実施いたします。

続きまして、27ページをお願いします。

3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の14節・使用料及び賃借料で障

害福祉サービス支給管理台帳作成システム賃借料73万5,000円、障害者自立支援法等の改正に対応するためのシステム賃借料です。

次に、18節・備品購入費で18万3,000円、プリンター機器等の購入です。

続きまして、28ページをお願いします。

5目・地域包括支援センター費、11節・需用費で印刷製本費13万9,000円、見守りネットワーク事業周知用パンフレットの印刷費です。

13節・委託料で、要援護者台帳システム導入委託料499万8,000円、町長の提案理由にありましたように、災害時に高齢者や障害者等の要援護者を迅速かつ適切に避難誘導するために、個人のデータベースを整備していくものです。

次に、4款1項2目・予防費では、8節・報償費で3万円を計上しております。これは、自殺対策事業の講師謝金です。また、11節・需用費で啓発用パンフレットの印刷費を計上しております。これらの自殺対策事業は県補助金を活用し実施いたします。

また、13節・各種集団検診委託料70万6,000円で、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診の委託料、そのほか12節で検診にかかる郵便料を、18節でクーポン券作成システム購入費を計上しております。なお、これらは国庫補助金、県補助金を財源として実施いたします。

次に、3目・環境衛生費で、住宅用太陽光発電設備設置補助金240万円を計上しております。1件当たり上限16万円で、15件分を見込んでおります。県の補助金を活用しておりますが、町独自で対象期間を拡大し、3月11日以降の設置を対象といたします。

続きまして、29ページをお願いいたします。

7目・保健福祉総合センター管理費で修繕料71万9,000円、給湯設備の修繕料です。次に、センター用備品購入費で自家発電機1台及び発電機用投光器3台等で87万5,000円を計上しております。なお、次のページに出てまいります。ふれあいセンターにおきましても同様の備品を整備したく計上しております。

5款・農林水産業費、1項3目・農業振興費で県補助金を活用して実施する

各種補助金を計上しております。全体で1,099万5,000円。まずちばの6次産業チャレンジ支援事業補助金41万8,000円、これは農業者が自主的に生産、加工、販売に取り組む6次産業化の取り組みを促進するための補助金で、県補助金を財源といたします。次の農業・漁業を応援する利子補給費補助金5万円は、原発事故による出荷停止等により損失を受けた農漁業者の借り入れに対し利子補給をするもので、県と町でそれぞれ0.825%を補てんするものです。次に、園芸施設災害復旧支援事業補助金1,052万7,000円は、今回の震災で園芸作物の生産施設に被害を受け、生産が困難になった農業者の施設の再建、修復に対して補助するものです。全額県補助金を財源として交付いたします。

次に、5目・農地費で14節・使用料及び賃借料で、水土里情報システム使用料11万5,000円、千葉県土地改良連合会の農地情報システムの使用料です。

続きまして、30ページをお願いします。

6目・水田農業構想改革対策推進費は県補助金確定に伴う財源振替です。

8目・ふれあいセンター費、備品購入費87万5,000円は、先ほど申し上げました発電機等の購入費です。

次に、6款・商工費、1項3目・観光費で、観光地魅力アップ緊急整備事業補助金469万円、観光いちご園の公衆トイレ整備にかかる費用を補助するもので、全額県補助金を財源といたします。

次に、4目・緊急雇用創出費で、今回の事業は被災地を対象にした雇用創出事業で、臨時職員として2名を6カ月間雇用するための経費を計上しております。また、町のガイドブック2万部を作成し、さまざまな場面で幅広く東庄町をPRしていくため、東庄町観光ガイドブック作成業務委託料1,431万円を計上しております。これらの緊急雇用創出事業は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用して実施いたします。

続きまして、7款・土木費ですが、31ページをお願いします。

5項・国土調査費の13節・委託料で、点検測量・座標変換業務委託料435万8,000円、震災により国土調査によって確定した境界ぐい移動している可能性があることから、点検測量を行い座標を補正するものです。平成2

1年度、22年度に実施いたしました国土調査の成果が対象になります。

次に、8款・消防費、1項2目・非常備消防費で香取広域市町村圏事務組合負担金535万8,000円、これは東日本大震災により亡くなられた消防団員の方々への公務災害補償を確実なものとするため、共済掛金の引き上げが行われることになり、所要額を補正するものであります。

次に、9款・教育費、1項1目・教育委員会費で教育にかかわる諸課題の検討をする委員会設置のため、報償費で18万円を計上しております。

次に、2項・小学校費で、校医報酬51万2,000円を計上しております。これまで小学生、中学生、幼稚園児の眼科検診を旭中央病院に委託しておりましたが、旭中央病院側から諸事情により対応が困難との申し出があったことから、校医として新たに香取市にあります「ひまわりクリニック」の高橋英敏先生にお願いすることとし、このたび報酬を予算計上したものです。小学校、中学校、幼稚園あわせまして校医報酬として67万9,000円、委託料の減額20万7,000円を計上しております。

次の15節・教育施設維持補修工事費116万5,000円は、東城小学校揚水ポンプ交換補修などの工事費です。

続きまして、3項・中学校費ですが、32ページをお願いします。

15節・教育施設維持補修工事費145万円は、校舎非常階段おどり場修繕等の工事費です。

次に、5項・社会教育費、2目・公民館費でやはり施設の維持補修工事費42万円、緞帳の修繕費です。

3目・図書館費は、図書館司書の人件費を昨年度設置しました住民生活に光をそそぐ基金から充当する財源振替です。

歳出の最後になりますが、12款・諸支出金、1目・基金費ですが、平成22年度決算を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものです。また、ふるさと応援基金にご寄附がありました113万円を同基金に積み立てるものです。

続きまして、歳入について申し上げます。24ページをお願いします。

まず14款・国庫支出金、2項2目・衛生費国庫補助金で感染症予防事業費等補助金147万7,000円、大腸がん検診等の検診費用に充てられます。

次に、15款2項1目・総務費補助金で、液状化等被害住宅再建支援事業補助金1,100万円、液状化等被害住宅再建支援金の財源となります。

次に、2目・民生費補助金で、地域支え合い体制づくり事業補助金513万6,000円、要援護者台帳システム導入費等の財源となります。

次に、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金96万8,000円、主に障害者自立支援法等の改正に対応するために交付されるものです。

次に、3目・衛生費補助金で、健康増進事業補助金13万4,000円、肝炎ウイルス検診事業に対する補助金です。

次に、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金22万円、自殺対策事業に対する補助金です。

次に、住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金70万円、住宅用太陽光発電設備設置補助金の財源になります。

次に、4目・農林水産業費補助金で、ちばの6次産業チャレンジ支援事業補助金41万8,000円、ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金2万4,000円、園芸施設災害復旧支援事業補助金1,052万7,000円、それぞれ歳出で申しあげました農業振興費にかかる補助金の財源となります。

次に、米需給調整円滑化事業補助金48万5,000円、補助金確定に伴う補正です。

次に、5目・商工費補助金で、千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金1,640万5,000円、緊急雇用創出事業の財源となります。

次に、3節・観光費補助金で、観光地魅力アップ緊急整備事業補助金469万円、観光いちご園の公衆トイレ整備の補助金となります。

続きまして、25ページをお願いします。

17款・寄附金で、ふるさと応援基金への指定寄附として、今年度113万円のご寄附がありましたので、歳入予算を補正するものです。

次に、18款・繰入金、1項・特別会計繰入金で、介護保険特別会計の平成22年度の介護給付費の精算による繰入金として334万8,000円を計上しております。

また、2目・基金繰入金で、住民生活に光をそそぐ基金から図書館費の財源

とするため100万円の繰り入れを計上しております。

次に、20款・諸収入の雑入で、歳出で申しあげました財団法人地方自治総合センターから交付されるコミュニティ助成事業助成金1,750万円を計上しております。

最後に、歳入が歳出に不足する1億2,213万8,000円について、19款・繰越金で補正するものです。

続きまして、21ページをお願いします。

第2表・債務負担行為の設定でございます。債務負担行為は数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶ等の将来の財政支出を約束する行為のことをいいます。現在の戸籍システムが5年目となり更新時期にあることから、平成23年度末までに新たなシステムに移行し、その経費を平成24年度から28年度にかけて支出したく、今回債務負担行為を設定させていただくものでございます。支出の総額である限度額を4,108万円としております。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、議案第27号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明をさせていただきます。平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、議案書の36ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,907万9,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、40ページをお願いいたします。

初めに歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、当初予算におきまして3,751万5,000円を計上したところでございますが、4月の人事異動及び市町村職員共済組合負担金の負担率の改定等によりま

して、2節・給料、4節・共済費及び19節・負担金補助及び交付金において過不足が生じたため補正するものでございます。不足額2,000円を補正し3,751万7,000円とするものでございます。

続きまして、8款3項1目の保健指導事業費ですが、当初予算におきまして2,515万5,000円を計上したところでございますけれども、同様に人事異動によりまして44万3,000円の不足が生じたため、同額の44万3,000円を補正し、2,559万8,000円とするものでございます。

次に、11款3項1目・直営診療施設勘定繰出金ですが、医療機器の故障による更新に対しまして、国民健康保険調整交付金の直営診療施設整備事業の補助金がついたことに伴う補正でありまして、補助金内示額113万4,000円を増額補正し、213万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、39ページをお願いいたします。

直営診療施設勘定繰出金の補正にかかる財源につきましては、先ほどご説明申し上げました国庫補助金、3款2項1目・財政調整交付金113万4,000円をもって補正財源とするものでございます。

また、人件費の補正に伴います財源につきましては、9款2項1目・一般会計繰入金44万5,000円をもって補正財源とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、議案第28号、平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。議案書の47ページをお開きいただきたいと存じます。歳出よりご説明申し上げます。

1款1項1目・一般管理費の補正額56万円の減額につきましては、職員の異動分等による補正でございます。4節・共済費で4万5,000円を増額する一方、19節・総合事務組合の負担金を60万5,000円減額しました。差し引き合計で56万円を減額補正するものでございます。

以上の結果、歳出合計は1,530万8,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。46ページをお開きいただきたい

と存じます。

2款1項1目1節・一般会計繰入金の補正額56万円の減額につきましては、歳出で減額になりました人件費等分について、一般会計繰入金で同額を減額補正しまして一般会計に返すものでございます。なお、先ほど総務課長の説明にありましたとおり、一般会計の歳出3款1項1目・社会福祉総務費の28節・繰出金においてこの分の減額補正をしております。

以上で、平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続いて、議案第29号、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。議案書の54ページをお開きいただきたいと存じます。歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費の70万1,000円の減額と飛びますけれども、3款・地域支援事業費の15万6,000円の増額については、職員の異動分等による補正でございます。

戻りまして、2款1項1目・居宅介護サービス給付費の19節・災害臨時特例給付費54万5,000円の増額と、2項1目・介護予防サービス給付費の19節・災害臨時特例給付費16万2,000円の増額につきましては、東日本大震災で被災された方の介護サービス費用にかかる1割の自己負担分を減免するための補正でございます。

また飛びますけれども、55ページ、5款4項1目19節・災害臨時特例支出金80万2,000円の増額については、被災された方が介護施設を利用された際の食費と居住費を減免するための補正でございます。

次に、5款1項2目23節・償還金利子及び割引料397万8,000円の増額につきましては、平成22年度分の介護給付費の確定・精算による国・県への返還分と、地域支援事業費の社会保険診療報酬支払基金への返還分を補正するものでございます。

2項1目28節・繰出金334万8,000円の増額についても、同じく平成22年度の介護給付費の確定・精算に伴いまして、一般会計への返還分を補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額の合計は829万円の増額、歳出合計9億2,32

9万円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。53ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目1節・現年度分特別徴収保険料の46万8,000円の減額につきましては、東日本大震災で被災された65歳以上の方の第1号の被保険者保険料を減額する分の補正でございます。

3款2項3目1節・災害臨時特例補助金197万7,000円の増額補正につきましては、被災した方々の介護保険料、利用者負担額並びに食費、居住費を町が減免する分について、全額が国庫補助金により補てんされるものでございます。

4款1項1目1節・介護給付費交付金371万2,000円の増額補正については、平成22年度分介護給付費の確定・精算により追加交付されるものでございます。

7款1項3目1節・職員給与費等繰入金54万5,000円の減額につきましては、職員の異動分等により減額となりました分を一般会計へ返すための補正でございます。なお、一般会計の歳出、3款1項1目・社会福祉総務費の28節・繰入金において、この分の減額補正をしております。

8款1項1目1節・繰越金361万4,000円の増額補正につきましては、平成22年度分介護給付費等の精算による返還に不足する分について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は829万円の増額、歳入合計9億2,329万円となります。

以上で、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議の上、原案のとおり可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、議案第30号、平成23年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。58ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、支出の第1款・事業費用に総額で2,013万5,000円を増額し、4億690万2,000円とするものであります。

次に、第3条、資本的収入及び支出につきましても、支出の第1款・資本的支出に総額で9,829万2,000円を増額し、1億6,456万2,000円とするものであります。

次に、第4条につきましては、予算第7条に定められた職員給与費に13万5,000円を増額し、3,193万2,000円とするものであります。

続きまして、59ページ、60ページ、平成23年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画、61ページ、資金計画、62ページ、給与費明細書につきましては、説明が重なりますので省略いたします。

63ページをお願いいたします。平成23年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち支出では、第1款・事業費用、第1項・営業費用、第2目・配水及び給水費の修繕費に新堀配水場高区配水池の管理用らせん階段改修工事に2,000万円を増額するものであります。同じく、営業費用のうち、第4目・総係費の法定福利費については、共済費の率の変更により13万5,000円を増額をするものであります。

続きまして、64ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・建設費の工事請負費に町道0103号線の工事に伴う水道管の布設がえが必要となり、新たに350万円を増額するものであります。第3項・企業債償還金、第1目・企業債償還金の償還元金については、9,479万2,000円を増額し、1億5,906万2,000円とするものであります。

以上で水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

それでは、議案第31号、国保東庄病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。議案書の72ページをごらんください。

町長の提案理由にもございましたように、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正でございます。

まず、収益的収入のうち、第1項・医業収益、第2目・外来収益、第1節・外来収益の既決予定額に435万円を追加し、4億5,290万7,000円にするものです。内容は、外来延べ患者数が、8月までの実績から当初見込みより300人上回り、3万1,235人見込まれるためです。

次に、収益的支出のうち、第1項・医業費用、第1目・給付費のうち第1節・給料の既決予定額に273万7,000円を追加し、1億8,346万円に、第2節・手当の既決予定額に144万1,000円を追加し、1億1,294万7,000円に、第4節・法定福利費の既決予定額に400万5,000円を追加し、9,393万円にするものです。内容は職員異動による変更と、10月から医師1名がふえ、常勤医6名の体制となるためです。

続きまして、73ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正です。まず資本的収入のうち第2項・出資金、第2目・国保会計出資金を追加し113万4,000円とするものです。内容は、国保調整交付金を新たに受け入れることとしたためです。

次に、資本的支出のうち、第1項・建設改良費、第1目・資産購入費、第1節・器具備品購入費の既決予定額に340万2,000円を追加し、2,840万2,000円とするものです。内容は、内視鏡検査の充実を図るため、上部消化管汎用ビデオスコープ1台を購入いたします。

また、第2目・施設整備費、第2節・委託料の既決予定額に126万円を追加し、231万円とするものです。内容はリハビリ施設の増改築に伴う設計監理料の増です。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

これから質疑を行います。

6番。

6番（山崎ひろみ君）

何点かお聞きします。議案書30ページの観光地魅力アップ緊急整備事業補助金で、観光いちご園の公衆トイレの整備とありましたけれども、公衆トイレというと、個人のいちご屋さんの公衆トイレなんですか。それとも、別に新たにつくるということなんですか。

それと、もう一つ教えていただきたいのが、その前のページのちばの6次産業チャレンジ支援事業という、ちょっと6次産業というのがふだん、余り聞きなれないもので、それをちょっと教えていただきたいのと。

もう1点は53ページなんですけれども、介護保険料の今回被災者の中の方の介護保険料が免除になっておりますが、これは今年度いっぱいであったんでしょうか。ちょっとその辺が記憶がわからなかったので、教えていただければと思います。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

まず初めに、ちばの6次産業ということなんですけど、事業の目的としまして、「6次産業化による再生産が可能な生産活動、地域経済の活性化を図るため、農業者が地域農林畜産物の生産・加工及び販売等を一体的に行い、経営の多角化等を図り所得の向上、創意工夫を活かした事業」ということで、その6次産業というものは私もちょっと細かくはわからないんですけど、1次産業、2次産業、3次産業を足しているという6次産業と、1掛ける2掛ける3で6次産業だという話があります。どちらにしても6次産業ということで、すべての1次産業から3次産業までを結びつけたものを6次産業というふうに呼んでおります。

今回、この事業につきましては、チラシの作成、化粧箱の試作品をつくる、それと新宿営農組合の方で自動もちつき機、それとフライヤーという施設用品を購入するための事業であります。

それと、次にもう1点、観光地魅力アップ緊急整備事業ということで、トイレということですね。これにつきましては、いちご組合の中の林いちご園さんなんです。笹川ろ地先にトイレを設置するというような事業です。総事業費で931万円ということで、その事業費に対する補助でございます。

以上です。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

介護保険料の減額の関係でございますけれども、期間は平成24年2月29日までとなっております。今年度の課税の納期が2月まででございますので、丸々本年度ということで理解いただければと存じます。

以上でございます。

6番（山崎ひろみ君）

わかりました。ありがとうございます。

議長（勝野暢一君）

よろしいですか。

14番。

14番（平山 茂君）

1点だけ、ちょっと教えていただきたいんですが、総務管理費、ページ26なんです、液状化等の被害住宅再建支援金が1,100万円なんです、これは県からの補助金で全部すべて賄うということなんですけれども、被害者対象者というんですか、それは何件あるのかちょっと教えていただきたいなど。

それともう一つは、被害によってこの1,100万円を被害者対象者に、被害によって出てくるというか、半壊、損壊、全壊、そういったものに幾らずつやるのか、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいなというふうに思います。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

液状化等被害住宅再建支援事業の関係でございますけれども、予算的に見ておりますのは、液状化等の住宅地被害により、半壊に至らない被害を受けた住宅を解体した世帯、また液状化等の住宅地盤等により、半壊または半壊に至らない被害を受けた住宅の地盤を復旧した世帯、このような世帯につきましては100万円の支援金になります。また、半壊の被害を受けた住宅を補修した世帯につきましては、25万円の支援金になります。

そういう中で、これらの補正につきましては、100万円の支援金10件、半壊の支援金4件を見込んだ補正を計上するものです。

よろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

わかりました。ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

一つご質問させていただきます。

30ページです。緊急雇用創出費の中の委託料、東庄町観光ガイドブック作成業務委託料ですけれども、この観光ガイドブックというものは今まで存在しなかったんですか、これは。どういうものをどのぐらいつくって、どういう業者に委託するのかということと。

そもそもこの緊急雇用創出費という項目の中に、どうしてこれ、委託料が入れられるのかなというふうに、今のは別の話なんですけど、緊急雇用創出費として補助金をもらって、その中でこれを支出するということでしょうけども、その二つをちょっと教えていただきたい。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

今回、東庄町観光ガイドブックの作成業務委託ということで、予算計上1,431万円を計上させていただきました。これにつきましては緊急雇用の中で、あくまで業者委託ということで、観光資源のこれからの交流活発化ということと、町の観光資源のガイドブックをまとめて広くPRして、町のにぎわいにつなげるということで、インターネット等の活用を図るとともに、町を全体的なグレードの上があったと言ったらおかしいんですけど、そういうものをPRして取り組んでいきます。パンフレットの予定部数なんですけれども、一応2万部を予定しております。

それと、今回緊急雇用といいましても、町が雇用するのではなく、ある程度の企業がそういう緊急雇用をしていただいて、その中の委託料というところで支払うというものになっております。あくまで、そういう震災でのそういう方を雇ってもらうということで、町でどうのこうのということではなく、受託した業者にやってもらう事業です。

今回、人件費的なものは一般職員とか主任職員ということで約4人分ですね。それと先ほど言いましたガイドブックの作成費ということで、印刷代が1部275円で、550万ほどを予定しております。そのほか一応調査ということで、プロモーションの業務という名目で72万円、事務運営費ということで37万ほどを予定しております。

これにつきましては委託ということで考えていますので、できましたら今の段階では広く委託業者を公募しまして、今回庁舎をやったときのプロポーザルという方式で皆さんにいろいろ評価してもらって、その中から委託業者として受け付けます。そのような形で、委託業者を選定するに当たって、いろんな方の意見を聞いて業者を決定したいと思っております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

ありがとうございます。業者に雇用してもらうというお話ですが、ということは東庄町の業者でいいんですか。それとも、よその町の業者ということなんでしょうか。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

町内の業者だとちょっと無理だと考えております。受託事業の大手のやっぱり観光等を専門にやっている業者に委託しようというふうに考えております。

議長（勝野暢一君）

8番。

8番（宮崎正吾君）

それでは、2点ほどちょっとお聞きしたいと思ひまして、まず24ページ、ここに地域自殺対策緊急強化基金事業費とありますけど、これは自殺する人に対して何かいろいろなことをするのか、どういう事業なのか。自殺する人は1人でわからなくしてぱっと行っちゃうんですけど、これはどういう事業なのかということが1点と。

もう一つですけど、住宅用の太陽光の太陽熱発電ですか、これ住宅用太陽光発電のその工事ですけど、15件、そして1件16万円、これは15件でとめちゃうものか、またこれからもずっと続けていくものか、この2点をお聞きします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

ただいまご質問をいただきました、24ページの地域自殺対策緊急強化基金事業補助金でございますけれども、この基金につきましては、国の方で平成10年度に自殺者数が全国で3万人を超えたと。以来もう10年以上もそういう状態が続いているんだということに対する対策を立てようということで、基金を設けまして、それを県に落として、それを各市町村で事業をやらせてもらうということに対しての補助金でございます。

内容につきましては、先ほど歳出の方でご説明申し上げましたけれども、自殺する方、本人への支援というのはなかなか難しいものでありますので、我々の町としましては、とりあえず民生委員さんなどへの講演会による働きかけを行うということと、自殺防止のためのパンフレットを作成し、全戸配布することによって自殺者の減少といたしますか、なるべく皆さん、うつになったり、メンタルヘルスに気をつけてくださいよと、そういった啓蒙活動をする費用に充てる予定でございます。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

太陽光発電の補助額ということでございますが、これが予算額以上となりま

した場合には、また再度議会等へお諮りして、補正予算で対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

議案第26号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成23年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

これで延会します。

明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 2時19分 延会)